



令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）

原告 宗岡明弘 外533名

被告 神戸市長 久元喜造 外1名



5

原告第14準備書面

令和5年6月30日

10 神戸地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 津 久 井 進



原告ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典 武



15

原告ら訴訟代理人弁護士 繁 松 祐 行



原告ら訴訟代理人弁護士 田 崎 俊 彦



20

原告ら訴訟代理人弁護士 関 本 龍 志



原告らは、被告の第10準備書面に対し、以下のとおり再反論する。

1 第1について

(1) 被告は「非公開の公害調停における担当者の発言が本件都市計画決定の違法性を左右するものではないと考えている」などと主張する。

5 しかし、被告の言う「発言」とは、公害紛争処理法第26条1項の規定に基づく公害紛争調停という「公式の場」における被申請人神戸市長の指定代理人が行った「発言」である。すなわち、当該発言は被申請人である神戸市長自身の発言と法的には同等であり、仮に直接「都市計画決定の違法性を左右するものではない」としても、その事業実施段階における法的ないし社会的正当性を評価する上で重要な要素となるべきものである。

10 被告の上記主張は原告の主張を曲解し、また法律に基づく公式の場を軽視し、指定代理人の発言を意図的に矮小化しようとするものである。

(2) 被告は、「資料が残っていない以上、事実関係を明らかにすることは困難である」などと主張する。

15 しかしながら、被告には資料が残っているのであって（甲B36号証「公文書公開請求書（2022年2月8日）」、甲B37号証「公開決定通知書（2022年2月22日）」）、被告の主張は事実ではない。

20 なお、第1次公害調停に関する資料は、申請人及び被申請人が調停委員会に提出した各「意見書」等があり、とりわけ調停委員会が作成した各調停期日の記録である「期日調書」（甲D第7号証乃至同49号証）等公式記録も存在している。また各調停期日に関する新聞記事（甲D3号証）やその他資料も現存しており事実関係は明らかである。

2 第2について

25 この点については原告第10準備書面第1の3で述べたとおりであり、繰り返さない。

3 第3の1について

(1) 千森線の着工について、被告は乙30号証(平成9年5月15日付須磨区広報誌)における「山陽電鉄千森線架道橋改築工事のお知らせ」掲載をもって「広報していた。」と主張する。

5 しかし、これはあくまでも「山陽電鉄千森架道橋改築工事」についての広報であって、これをもって「千森線着工の広報である」とすることはできない。

 この点に関する詳細は甲D13号証第1の4記載のとおりであるが、念のため再言すると、当該架道橋工事について神戸市は「鉄道工事についてのノウハウを持っておらず、工事を管理する能力がない」(都市計画局工務課)と説明し、
10 「あくまでも山陽電鉄が主体となって実施している工事であって、施工要領書等も敢えて取得していない」(同課)ことから、神戸市の工事とは認識していなかったことが明らかになっている。

 それゆえ、当該工事についての広報をもって「千森線の着工に関する広報」とする被告の主張にはかなりの無理がある。また、神戸市は平成9年3月1日
15 に行った西須磨西部連合自治会に対しても同架道橋工事について「この工事はあくまでも架道橋の工事であって、街路築造工事ではない」(同課)と説明しているところである。

(2) また、被告は「平成11年1月15日付須磨区広報誌でも街路築造工事着手について広報している。」と主張するが、これでは原告第10準備書面第2の
20 1に対する反論になっていない。原告が同書面において指摘しているのは、あくまでも「千森線着工にあらわれた神戸市の調停軽視に関して」である。

 千森線は第1次公害調停の対象事業であるところ、同調停は平成9年12月19日に第1次申請が行われ、平成10年5月12日には第1回調停期日が開かれて
25 いる。被告に主張する広報誌の日付である平成11年1月15日までにはすでに4回にわたり調停期日が開催されており、神戸市には調停対象街路である同線の着工について調停の場で説明する十分な機会があったにもかかわらず

市の道路族。ふんぞり返って市民の意見に耳を貸さない。何かしようとする痕跡すら見られない。関東軍にどうしたらいいのか、頭を抱えます。」（甲B39号証「神戸新聞記事」）と嘆いていたほどであった。

5 4 第3の2について

そもそも被告は答弁書において、原告の第1次公害調停第26回調停期日で神戸市長指定代理人が「地元住民の理解と協力が得られなければ（須磨多聞線は）整備しない」と言明したとの主張について、「強く否定する。」（被告答弁書6頁）と主張していた。しかし、調停委員会期日調書（原告甲D34号証）により
10 発言自体を否定することが難しくなるや、一転して発言があったことを認めた上で、その内容解釈について「整備しないことまで断言したことは、認められない」などと主張を変更する。

しかし、原告甲D34号証に示された記録によれば当該発言内容は「（地元の）理解と協力が得られなければ整備しない」というものであって発言内容は二義を
15 入れないほどに明確なものである。被告の主張は非論理的で到底理解できるものではない。

また、被告は「公害調停という非公開の話し合いの場における発言のやり取りについて言質を取ろうとする原告の姿勢には疑問を持たざるを得ない」などと主張するが、上述の通り公害紛争調停は法律の基づく公の場であり、発言者は神戸
20 市長の指定代理人である。そのような場におけるそのような立場の者による発言は公開非公開にかかわらず、神戸市による公式発言と見做され、神戸市本人に帰責することは理の当然である。

よって、被告の主張は責任逃れの意図によるものというほかない。

25 5 第3の3について

桜木町の「暫定整備」における「合意」の存否について、被告は「法的な合意

はもちろんのこと、事実上の合意はない」などと主張する。

しかし、被告がその根拠とする甲B26号証（平成20年11月5日「神戸市、桜木町自治会、公害調停団による3者協議」の神戸市作成による「報告書」）における「公園としての整備は受け入れがたい」との神戸市側の発言には、その前
5 段の「新聞報道を見る限りでは、」との発言が抜けており、恣意的な切り取りであって欺瞞的である。

ここにいう新聞報道とは、桜木町自治会が独自に開催した「ワークショップ」についての一連の記事（甲D3号証106頁～108頁）のことであり、神戸市との間で暫定整備についての協議が始まる同年9月11日以前のものである。

10 上記11月5日の3者協議は、桜木町自治会が須磨多聞線道路用地の公園整備について住民の意見集約のためワークショップを開催していることを神戸市も承知の上で行なわれたものであり、そもそも神戸市として、いわゆる「公園化」がまったく受け入れられないということであれば神戸市が3者会議に出席する理由がない。

15 真の事実は、[同年3月31日 中央幹線完成] → [同9月11日 神戸市と調停団の非公式協議で暫定的公園整備について議論] → [同10月17日 暫定的公園化について都市計画総局長決裁] → [同11月5日 3者協議開催]、という流れであって、11月5日の3者協議は局長決裁を受けて行われたものである。なお、この件について副市長への説明・報告は同年11月10日に行われている。
20

また、上記「報告書」（都市計画総局工務課作成）には「具体的な（整備）内容はスタートしてからもいろいろと話し合いを重ねていきたい」（3枚目）、「我々にも両側（遊歩道）W=3.5m以外の提案もさせてもらいたい。」（4枚目）などの神戸市側発言が記録されており、暫定的公園化を前提に協議が行われていることは明らかである。
25

次に、被告は第1次公害調停第29回調停期日の期日調書（甲D37号証）に

「『合意した』とは理解していない」との記載があることをもって「合意」はな
かかったと主張するが、同調書には神戸市側の「地元の要望は聞いている。それを
踏まえて具体的な整備のあり方について議論をしていくことは間違いない。それ
も一つの案として検討していくということである。」との発言が記録されている
5 とおり、整備の方向性について一定の「合意」があったことは議事録上からも明
らかである。

6 第3の4について

第1に、被告の言うところの「第29回調停期日のあとに行われた調停団との
10 期日外協議」は、平成20年12月16日に行われたものであるが、甲B27号
証の表題でも明らかなように、神戸市と調停団及び桜木町自治会との3者で行わ
れた「暫定整備」に関するものである。

第2に、協議の主題は、桜木町自治会が独自にまとめた須磨多聞線用地の整備
案について自治会側が説明することであった。したがって、神戸市側作成の協議
15 記録（甲B27号証）の1枚目3「今後の対応」では「相手方から説明のあった
整備案を神戸市内部でも検討する」となっている。この神戸市の対応は当然であ
って、地元側も「全くだめな部分があるなら教えてください」（同2枚目）など
と柔軟に対応している。その上で同協議では暫定整備における具体的な設置物
（シーソー、滑り台、あずまや、さくら等高木など）について設置の可否を検討
20 している。したがって同協議の時点では「暫定整備」をするとの基本方針に変更
はなかったことは明らかである。

ところが平成21年3月15日に開かれた第30回公害調停期日で神戸市は
姿勢を一変し、申請人が提案した暫定整備を含む調停条項案を「合意できるもの
はない」として一蹴したものである。この神戸市の豹変ぶりには調停委員会も驚
25 き、神戸市に対し「調停条項（案）を受け入れられるか再検討すること。」「合
意できるものはないと言うならば、その理由を詳しく述べること」と指示してい

る。被告は「第28回期日以来、姿勢は一貫している」などと主張するが、第28回調停期日で示された神戸市の方針は「地元の要望は聞いている。それを踏まえて具体的な整備のあり方について議論をしていくことは間違いない。それも一つの案として検討していくということである」（甲D37号証3枚目）というものであり、第30回調停期日で神戸市が、それらを含める申請人「調停条項(案)」を全否定したことは180度の方針転換であり、まさに「ちゃぶ台返し」そのものである。

以上を踏まえると、被告の主張は反論になっていないと言うべきである。

10 なお、原告第10準備書面11頁(3)の「第30回調停期日」及び「甲D38号証」の記載は、被告指摘のとおり「第31回調停期日」「甲D第39号証」の誤りであるため、本書をもって当該部分を修正する。

7 第3の5について

15 第1次公害調停において、平成21年11月27日の第32回調停期日から平成23年2月23日の第33回調停期日開催まで1年4ヶ月にわたり調停が中断した理由は、第10準備書面の第5(1)ないし(4)に記載のとおりであり、繰り返さない。

20 なお、被告は「公害調停が1年4ヶ月中断したことは、結局のところ、申請人が検討結果を示すことができなかったことに要因があり」などと主張するが、中断期間中に申請人に対し調停委員会及び被申請人神戸市から検討結果を示すよう督促した事実はない。

また再開に至る経緯は、原告第10準備書面12頁5(3)の通りであり、被告の主張が事実と反するものであることは明らかである。

25 8 第3の6について

神戸市が第1次公害調停調停委員会から調停条項案の提案があったと認識し

ていたことは原告第10準備書面13頁6（1）のとおりである。

5 なお、被告は「調停外での公害対策にかかる協議の継続については、平成20年11月21日付意見書で、申請人から提案されたもので、調停委員会が初めて示したという点は認識不足である」旨主張するが、申請人が同意見書で求めたのは「継続的に協議する場の設置」である。一方、調停委員会が示した調停案は当時公害調停の場での合意に基づいて既に行われていた「公害対策に係る協議会を調停終結後も継続すること」（甲D47号証）であって、意味が異なる。

10 なお、このことは重要な意味を持っており、調停委員会は「調停案」を示すに際し、新たに協議体を設置するのではなく、既に存在していた「公害対策協議の場」を「継続する」とした方が神戸市にとって受け入れやすく、また「神戸市民の環境をまもる条例」や「神戸市民の環境を守る条例」「神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例」等の諸条例に鑑みても受け入れるべきあると考え、「受諾の勧告」（甲D50号証）において、
15 り」としたものである。

したがって、被告の主張こそ「認識不足」と言わざるを得ない。

以上